

(証券コード8783)

2024年3月6日

(電子提供措置の開始日 2024年2月29日)

株 主 各 位

東京都港区南青山二丁目2番15号

G F A 株 式 会 社

代表取締役 片 田 朋 希

## 臨時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社臨時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて「臨時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.gfa.co.jp/>

(上記にアクセスいただき、IRメニュー、IRライブラリ、株主総会関連資料を順に選択いただき、ご確認ください。)

また、電子提供措置事項は、インターネット上の当社ウェブサイトのほか、下記ウェブサイトにも掲載しております。なお、各ウェブサイトは定期メンテナンス等により一時的にアクセスできない状態となることがございます。閲覧できない場合は他のウェブサイトからご確認ください。か、時間をおいて再度アクセスしてください。

東京証券取引所ウェブサイト (東証上場会社情報サービス)

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

(上記の東京証券取引所ウェブサイト (東証上場会社情報サービス) にアクセスのうえ、銘柄名(会社名)「GFA」又は証券コード「8783」を入力・検索し、基本情報、縦覧書類/PR情報を選択のうえ、株主総会招集通知の情報を閲覧ください。)

株主総会ポータル® (三井住友信託銀行) <https://www.soukai-portal.net>

(議決権行使書用紙にあるQRコードを読み取りいただくか、上記ウェブサイトにアクセスのうえ、総会ポータルログインID・初期パスワードをご入力いただき、ご確認ください。)

なお、当日ご出席願えない場合は、書面又はインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、後述のご案内に従って、2024年3月21日(木曜日)午後5時(営業時間の終了時)までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

## 記

1. 日 時 2024年3月22日(金曜日)午後3時
2. 場 所 東京都渋谷区神南一丁目18番地2 フレーム神南坂 CLUB CAMELOT B2

### 3. 目的事項 決議事項

#### <会社提案(第1号議案及び第2号議案)>

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役2名選任の件

#### <株主提案(第3号議案)>

- 第3号議案 株式併合の件

### 4. 議決権行使についてご案内

#### (1)書面による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2024年3月21日(木曜日)午後5時までに到着するようにご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

#### (2)インターネットによる議決権行使の場合

インターネットにより議決権を行使される場合には、別途(4頁)の「インターネットによる議決権行使方法のご案内」をご高覧の上、2024年3月21日(木曜日)午後5時までに行使してください。

#### (3)書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットによって複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。

なお、電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。

# 議決権行使についてのご案内

## ■ 事前に議決権を行使いただく場合



### 書面による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご記入いただきご送付ください。

**行使期限** 2024年3月21日（木曜日）午後5時必着



### インターネットによる議決権行使

次頁のインターネットによる議決権行使方法のご案内をご高覧の上、画面の案内に従って、賛否を入力してください。

**行使期限** 2024年3月21日（木曜日）午後5時まで

スマートフォンでの議決権行使は、「スマート行使」をご利用ください。

## ■ 株主総会にご出席される場合



当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知をご持参いただくとともに同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

**開催日時** 2024年3月22日（金曜日）午後3時

### ❗ ご注意事項

※書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取扱わせていただきます。

※インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

※インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使サイトが利用できない場合があります。

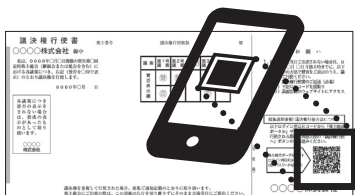
※議決権行使サイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料、通信費等は株主様のご負担となります。

# インターネットによる 議決権行使方法のご案内

インターネット行使期限  
2024年3月21日（木）午後5時まで

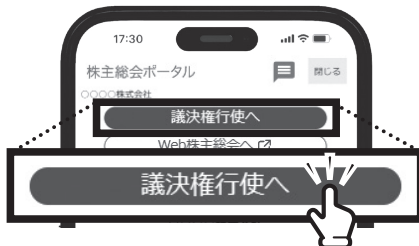
## スマートフォン等による議決権行使方法

① 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ります。



※QRコードは（株）デンソーウェブの登録商標です。

② 株主総会ポータルトップ画面から「議決権行使へ」ボタンをタップします。



③ スマート行使®トップ画面が表示されます。以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



## PC等による議決権行使方法

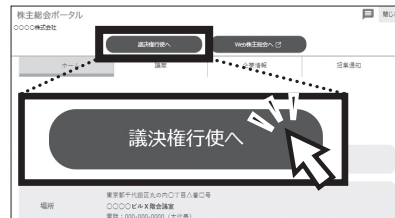
以下のURLより議決権行使書用紙に記載のログイン議決権行使コード・パスワードをご入力の上アクセスしてください。ログイン以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

### 株主総会ポータルURL

▶ <https://www.soukai-portal.net>

議決権行使ウェブサイトも引き続きご利用いただけます。

▶ <https://www.web54.net>



「議決権行使へ」ボタンをクリック！

## ご注意事項

●一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります。

### お問い合わせ

三井住友信託銀行  
証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

**0120-652-031**

(受付時間 9時～21時)



ぜひQ&Aもご確認ください。

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### <会社提案（第1号議案及び第2号議案）>

第1号議案及び第2号議案は、会社提案によるものであります。

### 第1号議案 定款一部変更の件

#### 1. 変更の理由

- (1) 将来における事業規模の拡大等に備え、機動的かつ柔軟な資本政策の実行を可能にするため、現行定款第5条（発行可能株式総数）に定める発行可能株式総数を98,000,000株から220,000,000株に増加させるものであります。
- (2) 単元未満株主の権利を定めるため、定款第7条（単元未満株式についての権利）を新設するものであります。
- (3) 単元未満株式買増制度導入に伴い、会社法第194条第1項の規定に基づき定款第8条（単元未満株式の買増し）を新設するものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

なお、以下の変更の内容には、第3号議案「株式併合の件」に伴う発行可能株式総数の変更内容は含まれておらず、当該変更内容につきましては、第3号議案「株式併合の件」をご参照ください。

(下線は変更部分)

| 現 行 定 款                                                  | 変 更 案                                                     |
|----------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------|
| 第1条～第4条（条文省略）                                            | 第1条～第4条（現行どおり）                                            |
| （発行可能株式総数）<br>第5条 当会社の発行可能株式総数は、 <u>98,000,000株</u> とする。 | （発行可能株式総数）<br>第5条 当会社の発行可能株式総数は、 <u>220,000,000株</u> とする。 |
| 第6条（条文省略）                                                | 第6条（現行どおり）                                                |

(下線は変更部分)

| 現 行 定 款                                        | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第7条～第45条 (条文省略)</p> | <p>(单元未満株式についての権利)</p> <p>第7条 当社の单元未満株式を有する株主は、その有する单元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>1 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</p> <p>2 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</p> <p>3 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>4 次条に定める請求をする権利</p> <p>(单元未満株式の買増し)</p> <p>第8条 当社の单元未満株式を有する株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する单元未満株式の数と併せて单元株式数となる数の株式を売り渡すことを当会社に請求することができる。</p> <p>第9条～第47条 (現行どおり)</p> |

## 第2号議案 取締役2名選任の件

経営体制の一層の強化を図るため、取締役2名を増員することとし、その選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)               | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                            |                                                                                                                                                                                            | 所有する<br>当社の<br>株式の数 |
|-------|----------------------------|-------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------|
| 1     | 新任<br>項心江<br>(1966年4月5日生)  | 1990年12月<br>1995年10月<br>2017年6月<br>2019年10月<br>2023年6月<br>2023年9月             | 上海市華東師範大学 日本語教師<br>上海慧元律師事務所 弁護士<br>東京エムケイ株式会社 代表取締役社長<br>CAO CAO JAPAN株式会社 代表取締役社長<br>東京エムケイ株式会社 代表取締役社長 (現任)<br>エムケイドットエックス株式会社 代表取締役 (現任)                                               | 一株                  |
| 2     | 新任<br>黄曉昕<br>(1976年6月23日生) | 2005年10月<br>2012年10月<br>2013年10月<br>2021年9月<br>2023年8月<br>2023年9月<br>2023年11月 | Sunthech Power海外事業開発部長<br>ZN Shine PV Tech海外事業担当副社長<br>ZN Shine Holdings株式会社 代表取締役<br>国立大学法人九州大学博士課程 新エネルギー政策研究 (在籍)<br>Mobility JP株式会社 代表取締役 (現任)<br>エムケイドットエックス株式会社 取締役<br>同社 代表取締役 (現任) | 一株                  |

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 項心江氏及び黄曉昕氏は社外取締役候補者であります。なお、当社は項心江氏及び黄曉昕氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
3. 項心江氏及び黄曉昕氏を社外取締役候補者とした理由は、国内外における企業経営に関する豊富な知見と会社経営者としての経験があり、当社グループの企業価値向上への貢献が期待されることから、社外取締役として職務を遂行することができるものと判断したためであります。
4. 項心江氏及び黄曉昕氏が取締役に就任した場合には、当社との間で会社法第427条第1項の規定に基づく同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約は、会社訴訟、第三者訴訟、株主代表訴訟等により、被保険者が負担することとなった争訟費用及び法律上の損害賠償責任に関わる損害を補填することとしております。項心江氏及び黄曉昕氏が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

### <株主提案（第3号議案）>

第3号議案は、株主様1名（議決権個数17,600個）（以下「提案株主」といいます。）からのご提案によるものであります。本議案の提案内容及び提案理由は、形式的な修正を除き、提案株主様から提出されたものを原文のまま記載しております。

なお、株主提案に対する当社取締役会の意見につきましては、後記の「当社取締役会の意見」に記載のとおりであります。

## 第3号議案 株式併合の件

### 1. 株式併合を行う理由

東京証券取引所の有価証券上場規程においては望ましいとされる投資単位の水準を「5万円以上50万円未満（注）」としておりますが、当社の株価は2023年12月28日現在で42円となっており、極めて低水準となっております。

これは当社がこれまで株式分割や無計画な増資を繰り返してきた結果であり、増資による資金調達企業が企業価値の向上・株価の上昇に寄与することも無く、いたずらに発行可能株式総数を増加させることでダイリューションによる株価の下落を引き起こし、既存株主の資産価値を大きく毀損させる結果となっております。

加えて、投資単位が少額であることから小口株主を大量に発生させることとなり、オンライン証券を通じた少額の売買が繰り返される一方で取引額は伸びないという悪循環を招いております。一種のマナーゲームを引き起こす結果ともなっていると云わざるを得ません。

また、投資家の数が大幅に増加したことによる当社の事務負担が増加していることが予想され、管理コストの増加につながっていることは容易に推察されます。

これらの事項に鑑み、当社の発展と企業価値の向上、ひいては株価の堅実な上昇を実現していくためにも、株式の併合を実施することで真に当社のサポーターとなり得る株主を中心とする体制に修正していくことが求められていると思ひ、この度、株式併合を提案するものであります。

（注）「東京証券取引所の有価証券上場規程において望ましいとされる投資単位の水準である5万円以上50万円未満」の規程は、2023年10月に下限の「5万円以上」が削除され、「50万円未満となるよう努めること」に改訂されています。

### 2. 株式併合の内容

#### (1) 本株式併合の割合

当社普通株式について10株を1株に併合いたします。



- (2) 本株式併合の効力発生日  
2024年5月1日
- (3) 効力発生日における発行可能株式総数  
22,000,000株

【ご参考】

本議案が原案どおり承認可決された場合には、2024年5月1日をもって、当社の定款の一部が次のとおり変更されることとなります。

(下線は変更部分)

| 変 更 前 定 款                                                | 変 更 案                                                   |
|----------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------|
| (発行可能株式総数)<br>第5条 当社の発行可能株式総数は、 <u>220,000,000株</u> とする。 | (発行可能株式総数)<br>第5条 当社の発行可能株式総数は、 <u>22,000,000株</u> とする。 |

(注) 「変更前定款」は、本総会において第1号議案が原案どおり承認可決され、第1号議案に係る定款一部変更の効力が発生した場合の内容を記載しております。

3. その他

その他手続上の必要事項につきましては、取締役会にご一任願いたいと存じます。

以 上

## 当社取締役会の意見

本臨時株主総会は、当社の株主である合同会社CP1号匿名組合（以下「提案株主」といいます。）からの請求を受けて開催するものであり、第3号議案の株式併合の件（以下「本株式併合」といいます。）に関する議案は、提案株主からの提案によるものであります。

議案の内容は、前記の＜株主提案＞第3号議案「株式併合の件」に記載のとおりであり、当該株主提案に対する当社取締役会の意見は、以下のとおりであります。

### (1) 当社取締役会の意見

提案株主からのご指摘のとおり、当社株式の株価は2023年12月28日時点で42円であり、直近3年間の株価推移からも現在の株価は3分の1以下の価格水準であり、極めて低迷していることから、当社は株式併合の実施（10株を1株に併合）における株主数の減少を試算し、その影響の検証等を行いました。

#### 【直近3年間の株価推移】

|    | 2022年3月期 | 2023年3月期 | 2024年3月期 |
|----|----------|----------|----------|
| 始値 | 150円     | 117円     | 110円     |
| 高値 | 230円     | 164円     | 111円     |
| 安値 | 82円      | 102円     | 35円      |
| 終値 | 117円     | 110円     | 40円      |

※2024年3月期は2024年1月23日時点までの株価状況になります。

現在の株価における1円の変動幅は、株価に対する変動率が約2.5%であり、相対的にボラティリティ（価格変動率）が高くなる傾向にあり、値幅利益を短期的に取りたいという投機対象となり得る株価環境を助長してしまっていることが考えられ、本株式併合によって、その変動率の抑制や、株主数の減少による当社事務管理面におけるコスト負担の軽減が想定されます。

当社は現在、財務状況の改善に向け資金繰りの懸念を解消し、当社グループにおける既存事業を適切に推進することにより継続的に利益を獲得できる体制の構築を目指しております。

2022年8月3日開催の当社取締役会決議に基づき実施した第三者割当による新株式及び第10回新株予約権（以下「2022年8月3日付第三者割当増資」といいます。）につきましても、状況としては株価低迷により新株予約権が行使されず、想定していた資金調達額を大きく下回る結果となっております。当該状況の中で経営の早期安定化のためには、財務体質の改善及び運転資金ならびに事業資金の確保が肝要であることから、2023年12月12日開催の当社取締役会決議に基づき第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（転換価額修正条項付）及び第12回新株予約権（行使価額修正条項付）ならびに第13回新株予約権（以下「2023年12月12日付

第三者割当増資」といいます。)の発行を決議し、再度資金調達を実施いたしました。

株価低迷を打破するためには一刻も早い財務体制の安定化を図ることが命題であります。本株式併合は投資環境を改善させる側面があるものとも考えられます。

しかしながら、本株式併合に伴い、株主としての地位を失うこととなる株主様又は単元未満株式を所有することとなり、株主総会における議決権を失うこととなる株主様が生じることから、当社としては、全ての株主の権利を尊重し、また株主の皆様の意見を幅広く聴取して今後の経営に反映することも最重要であることから、当社では株主提案の合理性・妥当性の判断について結論付けず、臨時株主総会において株主の皆様のご判断にゆだねることといたしました。

## (2) 会社提案について

本株式併合が承認可決された場合、株式併合の効力発生日において、10株未満の株式を所有されている株主様は株主としての地位を失うこととなり、また、所有株式100株以上1,000株未満の株主様は単元未満株式を所有することとなり、株主総会における議決権を失います。

そのため、当社は会社提案として、本臨時株主総会において、単元未満株主の権利を定めるため、単元未満株式についての権利に関する規定を新設するとともに、株主様の選択肢の複線化を図ることを目的として、当社の単元未満株式を所有することとなる株主様が、その所有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数までの株式を売り渡すよう、当社に対して請求することができる単元未満株式買増制度の導入ならびに今後の機動的な資本政策の遂行を可能とするため、発行可能株式総数を増加させる定款の一部変更(第1号議案)及び経営体制の一層の強化を図るため、取締役2名の選任(第2号議案)をお願いするものであります。

議案の詳細につきましては、前記の<会社提案>をご参照ください。

## (3) これまでのエクイティ・ファイナンスに対する当社の見解

当社グループは、当社、連結子会社12社、持分法適用会社2社の計15社(2023年12月31日現在)で構成されており、金融サービス事業(ファイナンシャル・アドバイザリー事業、投融资事業、不動産投資事業)、サイバーセキュリティ事業、空間プロデュース事業、ゲーム事業及び運送事業を主な事業として取り組んでおります。単に事業規模の拡大を目指すのではなく、常に顧客にとって最良の金融サービスを提供していくことで、顧客ならびに市場から評価され信頼される金融サービス会社として企業価値を高めていくことを目指しております。

当社グループの前連結会計年度の業績は売上高2,353,302千円となり、経常損失2,068,191千円、親会社株主に帰属する当期純損失2,254,363千円と、誠に遺憾ながら多額の親会社株主に帰属する当期純損失を計上いたしました。また、当第2四半期連結累計期間におきましても、売上高2,053,493千円を計上したものの、経常損失1,316,500千円、親会社株主に帰属する四半期純損失1,398,903千円を計上しております。

当第2四半期連結会計期間末における現金及び預金残高は392,861千円となり、前連結会計

年度末と比べ479,049千円減少いたしました。

また、当第2四半期連結会計期間末における純資産合計は233,368千円となり、前連結会計年度末と比べ1,080,325千円減少しており、これは主に新株予約権の行使により資本金及び資本剰余金がそれぞれ156,588千円増加した一方で、親会社株主に帰属する四半期純損失1,398,903千円を計上したことなどによるものであります。この結果、当第2四半期連結会計期間末における自己資本比率は3.0%（前連結会計年度末は21.8%）となっております。

当社グループは、前連結会計年度に引き続き、当第2四半期連結累計期間におきましても、重要な営業損失、経常損失及び親会社株主に帰属する四半期純損失を計上しており、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような状況が依然として存在しております。

また、2024年2月14日付「2024年3月期第3四半期決算短信」にて公表いたしました当第3四半期連結累計期間の業績につきましても、売上高3,120,546千円を計上したものの、経常損失1,776,532千円、親会社株主に帰属する四半期純損失1,664,327千円を計上しております。

当該状況を解消すべく、当社グループはこれまでにエクイティ・ファイナンスを実施してまいりました。

2022年8月3日付第三者割当増資による資金調達につきましては、前述のとおり、株価低迷により想定された資金調達が進んでおらず、借入返済について期間延長や借り換えを行う等、資金繰りの改善には至っておりません。

また、財務状況の改善に向け、2023年8月14日に第三者割当による新株式の発行を決議し、新株式1,470,500株の発行により99,994千円を調達し、当社の借入金返済に充当しましたが、財務体質及び資金繰りの改善には至っておりません。

グループ全体での収益基盤の安定化が急務であるため、当社は新たな事業として2023年4月3日付でオンラインクレーンゲーム事業を運営するクレーンゲームジャパン株式会社を完全子会社化し、新たな収益基盤とすべく事業の拡大に向けて取り組んでおります。また、2023年10月25日付「ブレイブ少額短期保険株式会社との資本業務提携に関するお知らせ」の適時開示においてお知らせのとおり、共同事業として同社の弁護士保険商品の販売にも取り組んでおります。

さらに、2023年11月30日付「(開示事項の経過)美容脱毛サロン事業の譲渡に関する基本合意のお知らせ(事業譲渡本契約の締結(最終合意))」において開示のとおり、当社が2022年10月1日より開始した美容脱毛サロンを運営するキレイモ事業につきまして、2023年12月11日を譲渡日とする株式会社ミュゼプラチナムへの事業譲渡を決議し、2024年1月25日に当該事業譲渡が完了しております。当社と株式会社ミュゼプラチナムは、事業譲渡後も引き続き協業体制を築いていく目的のもと、当社グループの経営アセットを活用し、美容脱毛サロンとの様々なコラボレーションを実施していく予定です。

これらの既存事業の強化に加え新規事業への取り組みによる経営の早期安定化のためには、財務体質の改善及び運転資金ならびに事業資金の確保が必要であります。そのため、2023年

12月12日付「第三者割当による第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（転換価額修正条項付）ならびに行使価額修正条項付き第12回及び第13回新株予約権発行に関するお知らせ」にて開示のとおり、2023年12月12日付第三者割当増資によるエクイティ・ファイナンスを再度実施しております。

以上のとおり、当社はこれまでのエクイティ・ファイナンスによって、第三者割当による希薄化率が25%以上となる、「企業内容等の開示に関する内閣府令 第2号様式 記載上の注意(23-6)」に規定する大規模な第三者割当に該当するスキームも組みながら、新株式の発行により資金調達を継続的に実施してまいりました。

当社の経営戦略における見通しの甘さや、これまで実施したエクイティ・ファイナンスにおいて、当初想定した資金調達額を確保できていないこともあり、資金調達に見合う各事業における収益力の増強や改善が図れなかったことが業績に大きく影響し、そのために株価は大幅に下落し当社株式価値が毀損したことについて、大変重く受けて止めております。

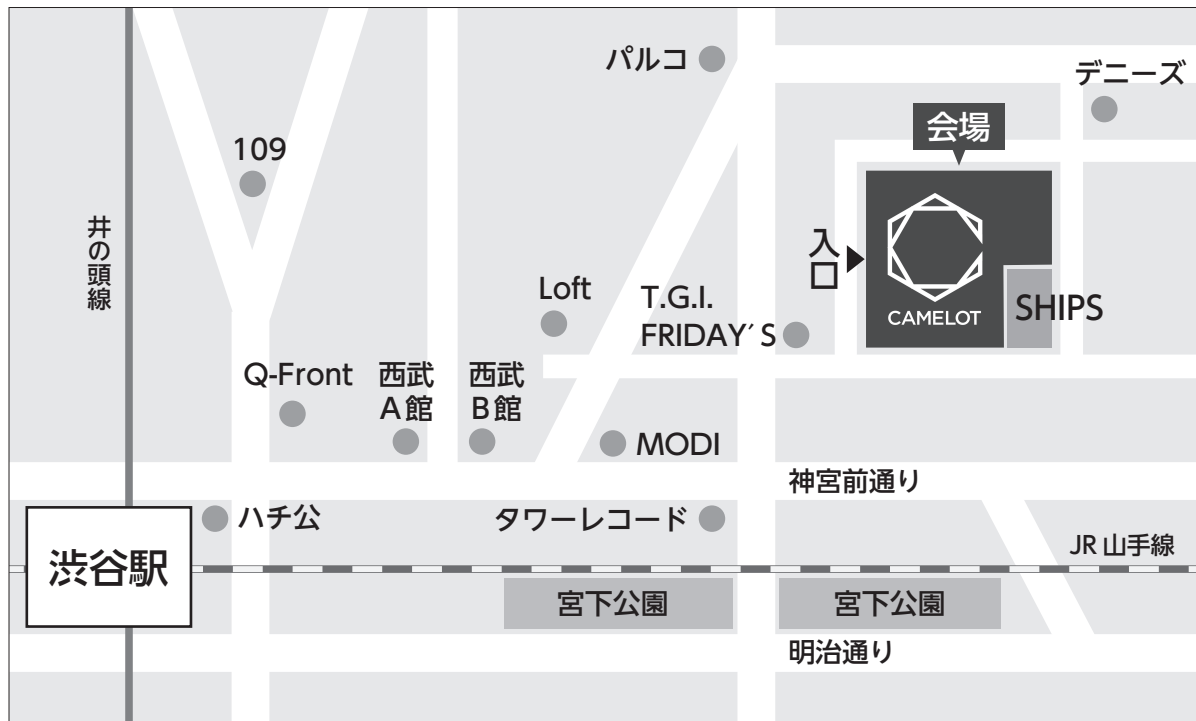
今後は、グループ経営基盤の強化と黒字体質への転換を目指し、株主の皆様の信頼を取り戻すことで株価の向上に努めてまいります。

以上のことから、株主提案である本株式併合につきまして、株主の皆様のご意思が反映されるよう株主の皆様にお諮りしたく存じます。

以 上

## 株主総会会場ご案内図

会場 東京都渋谷区神南一丁目18番地2 フレーム神南坂  
CLUB CAMELOT B2  
電話 03-5728-5613



「渋谷駅」より徒歩約5分

### ※ご注意

駐車場の準備はいたしておりませんので、車でのお越しは  
ご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

UD  
FONT

見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォントを  
採用しています。